

# 佐賀県多重債務者対策行動計画 概要版

## 策定の趣旨

全国での多重債務者 230万人

貸金業法の改正（高金利の是正、借りすぎ防止のための総量規制の導入など）により新たな多重債務者の発生は抑制

一方、既存の借り手対策が急務

国では、借り手対策として、「多重債務問題改善プログラム」を策定し各自治体に取り組の強化を要請  
県においても、県内の多くの多重債務者が生活に行き詰まることがないように、対策が必要

## 佐賀県における現状と課題

消費生活相談における多重債務相談 2,000件/年、自己破産件数 1万7,000件/過去7年間、経済苦による自殺者数70人以上/年

これまでも相談窓口の充実・強化を図ってきたが、一層の対策強化が必要な状況

多重債務者問題については、ギャンブル依存症、DV（ドメスティクバイオレンス）問題など多様な問題を抱えることが多いことから、総合的に問題解決が図られるよう、関係機関・団体が一体となった効果的な取組を行うことが必要



## 多重債務者問題に向けた取組

### 相談窓口の充実・強化、窓口のPRの強化

多重債務者の状況について丁寧に事情を聞いてアドバイスをを行い、弁護士会、司法書士会への確実な債務整理に繋がります。また、多重債務者へのフォロー（確実に債務整理を行っているか）を行います。

県の相談窓口において、債務整理の相談だけでなく、生活支援カウンセリングを行う多重債務相談専任相談員の設置について検討を行います

県広報媒体、各種マスメディアを利用した相談窓口の積極的なPR活動、県内遊興施設、県内貸金業者の貸し出し窓口等への相談窓口啓発チラシ設置を要請します。

### 多重債務者の掘り起こし(発見)

住民との面会・面談等の接触機会が多い関係機関・団体の職員が、多重債務者についての共通の認識を持つよう説明会、勉強会を行い、多重債務者を発見した場合には本来業務に支障がない限りにおいて相談窓口へ誘導するなど連携した対応を行います。

### 市町に対する多重債務者対策の要請及び支援

市町における多重債務者対策協議会（会議）の設置、相談窓口の充実・強化を要請します。

円滑な多重債務相談が行えるよう研修会を開催します。

弁護士会、司法書士会等による支援を行います。

### 公的セーフティーネット貸付等の利用促進の検討

公的セーフティーネット（生活福祉資金等）の利活用促進と、セーフティーネット貸付けの先進事例の調査・研究等について引き続き検討を行います。

### ヤミ金対策の促進

相談窓口等と警察とが連携したヤミ金対策の促進、情報交換会を実施します。

### 金融経済教育の推進

学校教育において、ホームルーム等での金融知識に関する学習の実施を依頼するとともに、成人向け金融経済教育を着実に実施します。

### 対策会議による多重債務者対策推進の取組

シンポジウム、無料相談会等を開催し、一般県民等に広く多重債務者対策の重要性、早急な対策推進の必要性を訴えます。

### その他の取組

弁護士会、司法書士会へ相談費用の無料化等の対応を要請します。

相談窓口と貸金業者の指導・監督を行う県商工課との連携により適切な業者指導を行います。

## 行動期間と進行管理

改正貸金業法が完全施行される3年後までを目処に行動期間として実行します。

本行動計画の着実な実行を確保するため、各対策の進捗状況のフォローアップを行います。